

第39回

全国青少年相談研究集会報告書

「こどもまんなか社会」  
を実現するために

令和5年3月

---

## はじめに

---

本研究集会は、青少年教育関係者をはじめ警察、法務、福祉等、様々な分野で青少年の相談業務に携わる方々が一堂に会し、青少年の多様な問題に関する協議等を通して、それぞれの知見を広げていただき、団体間の連携協力の促進を図ることを目的とし、昭和59年に開催がはじまりました。（事業の特徴として様々な分野で活躍されている方々にご参加いただき、講義を聴くだけでなく、お互いの情報交換やアウトプットができる事業内容にしております。）

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ禍という。）拡大を受け、事業の実施方法をオンライン開催のみとしておりましたが、第39回となる今年度は、感染症対策及び人数を制限することにより3年ぶりに対面で開催することができました。事業の特徴の1つであるアウトプットできる場の提供を、対面でご参加いただいた皆様のご協力をいただき実施することができました。併せて、コロナ禍より実施しておりました、本研究集会の動画視聴も実施し、多くの皆様にご覧いただくことができました。

昨今のコロナ禍を契機に、雇用の減少や失業率の増加、DV、児童虐待の相談件数や自殺者数の増加など様々な社会的不安が顕在化するとともに、テレワークの推奨や外出の自粛などによる家で過ごす時間の増加等、私たちの生活が大きく変化してきました。この変化は、子どもたちの生活や、環境に大きな影響を与えたことは、子どもたちを対象に活動されている皆様にとっては既知のことと思います。

現代の子どもたちを取り巻く課題は、多様化・複雑化しており、これらに対応していくためには関係機関が連携・協働し、地域で支援する体制の構築が不可欠です。本研究集会も多様な視点で事業を実施すべく、新たに帝京大学大学院文学研究科教授である元永拓郎氏を委員長とした企画運営委員会を設立し、有識者による企画・運営を進めて参りました。また、『「こどもまんなか社会」を実現するために』をテーマとし、放送大学名誉教授である宮本みち子氏の基調講演をはじめ、内閣官房こども家庭庁設立準備室による「こども家庭庁の取り組み」についての行政説明、「孤独/孤立の問題」「教育/発達関連」「地域関連」の3つの研究講義と分科会を実施いたしました。本研究集会にご参加いただいた皆様が、現代の青少年が抱える問題を多角的にとらえ、解決の糸口を見出していただければ幸いです。

最後に、本研究集会の企画運営に携わっていただきました企画運営委員の皆様、ご協力いただきました講師及び関係機関の皆様、またご視聴いただきました参加者の皆様に深く御礼申し上げます。

令和5年3月

国立青少年教育振興機構理事長 古川 和



# 目次

## はじめに

### 基調講演

- 「〈青少年のいま〉と子ども基本法」 ..... 1  
宮本 みち子 氏（放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授）

### 行政説明

- 「こども家庭庁の取り組みについて」 ..... 7  
内閣官房こども家庭庁設立準備室

### 第1分科会【孤独 / 孤立の問題】

- 「孤独・孤立対策のこれまでとこれから」 ..... 13  
大西 連 氏（認定 NPO 法人もやい理事長、内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与）

### 第2分科会【教育 / 発達関連】

- 「〈叱る依存〉の視点から子どもとのよりよい関わりを考える  
～すべての子どもが生きやすい社会の実現のために～」 ..... 18  
村中 直人 氏（一般社団法人 子ども・青少年育成支援協会 代表理事 臨床心理士）

### 第3分科会【地域関連】

- 「こども・若者の声が響くまちのつくり方」 ..... 25  
土肥 潤也 氏（NPO 法人わかもののみち 事務局長、  
内閣官房 こども政策の推進に係る有識者会議 臨時委員）

- 開催要項 ..... 31

- 参加者の声 ..... 33

- 〈「第 39 回全国青少年相談研究集会」参加者内訳〉 ..... 34

※本報告書は各講師の説明等をもとに、本研究集会の事務局がまとめた内容である。

# 「＜青少年のいま＞とこども基本法」

宮本 みち子 氏

(放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授)

## 1. はじめに

日本では1996年に国際法の「子どもの権利条約」を批准したものの、国内法の整備は直ちにはされず、ようやく2022年6月に「こどもの基本法」が制定された。「子どもの権利条約」は一般原則として4つの原則を挙げている。1. 生命、生存および発達に対する権利、2. 子どもの意見の尊重、3. 子どもの最善の利益、4. 差別の禁止とされおり、子どもを一人の人間として社会がとらえることの必要性が示唆されている。しかしながら「子どもの権利条約」の認知度は低いのが現状である。今回「＜青少年のいま＞とこども基本法」として、現代の日本社会で子どもたちが置かれている現状をお伝えするとともに、なぜ日本でこども基本法が必要なのかを考えていきたい。

## 2. 課題や現状について

### (1) 子どもの現状

現在日本では、7人に一人が相対的な貧困状態となっている。子どもを取り巻く環境の変化をみると、核家族化が進むだけでなく、ひとり親世帯が増え、親族網が縮小、地域で大人に接する機会が少ないことで、子どもに関わる大人の数が減っているのが現状である。さらに、社会的には個人主義化が進むことで孤立する人が増加した。例えばいじめ件数は定義と対象者の変更があった2013年の19万件から2020年の52万件へ2.7倍になり、自死は400人超え、小中学生不登校は約20万人となっている。これは、子どもたちがより厳しい状況に置かれていることを示している。

### (2) 学校教員による子どもの権利の理解度

教員の約3割は、「子どもは権利と義務責任が交換条件であること」は、正しいと回答している。(図1) また、「子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるように推奨される。」についても約2割の教員が正しいと回答している。これらの誤った回答が、日々教育活動を行っている教員の認識と考えると軽視できない状況である。



(図1) Save the Childrenより引用

### (3) 子どもの貧困・親の貧困

保護者（特に母親）が若い世代ほど、困窮世帯に親の子ども時代の貧困が継承され、貧困から抜け出せない傾向が強まっている。現在の困窮層では、4割弱の母親が15歳時点で「生活が苦しかった」と回答しているように、貧困世帯の再生産化が行われ、貧困世帯の階層が固定化してきている。（注1）子どもの貧困は女性の貧困に連動しており、子どもの養育・教育費は親の責任とされる社会において、親の賃金（収入）からの支払いのみにゆだねられた養育の制度では、貧困状態にある母子世帯を救済できない状況にある。これは男性世帯主が妻子を支えるという家族形態を標準にして生活保障体制を構築しているため、この形態とは異なる世帯、例えば母子世帯などの多様な家族の形に日本の社会保障制度の整備が追い付いていないことを示している。さらに注意すべきことは、貧困状態にある子どもの7割は、両親がそろっている家庭など、貧困が母子家庭であるとは限らない点である。両親ともにワーキングプアであったり、病を抱えていることもあり、様々な状況に応じて支援をすべきである。

### (4) 最も厳しい環境にある子どもとは

親に頼ることのできない子ども・若者がもっとも厳しい状況に立たされていると考えられる。日本では子どもの養育は「親」が行うことが基本とされており、親が養育できなくなると、子どもは教育の機会など様々な機会を失う。特に、児童養護施設出身者などは、社会に出てから最も厳しい状況に立たされている。「親任せ」の子ども・若者政策においてはこれらの子ども・若者は支援から放置されているのが実態である。

### (5) 深まる子どもたちの孤立・孤独

学校は家庭とともに、子どもの重要な居場所のひとつである。しかし、一部の子どもたちにとって学校は、安心安全の空気が弱まり、安心できる友だち関係を持ちにくい状況が深まっている。子ども同士の仲間関係が築けなくなったことや、自分に対する自信を持たず、さらに大人になるための学びが不足しているという現状が加わって、生きにくさを抱え孤立した子どもたちが増えている。学校という場があっても子どもたちの孤立・孤独が深まっていることは由々しい事態である。この原因を探る糸口として、東京都世田谷区の例を紹介したい。子どもの居場所を運営している団体が子どもたちの声を調査した結果、次のことがわかった。子どもたちにこの居場所がなぜ好きか聞いたところ、例えば「ここに来るとみんな優しい」「ここへ来るとみんなが声をかけてくれる」「ここへ来ると勉強が楽しい」等の声があがった。子どもたちの声からわかるのは、学校で満たされないものがこの3つの言葉にあることだ。これは大切な示唆であると考えられる。

### (6) 児童虐待・社会的養護・自立支援

児童養護施設に入所している子どもの多くが虐待を受けていたという実態（注2）がある。児童養護施設の子どもの約6割、里親に委託されている子どもの約4割、乳児院の子どもの約4割は虐待を受けた子どもである。虐待を受けて入所している子どもたちの多くは心身ともに深い傷を負っていて、成人に達した後もその後遺症を背負って苦しんでいる。虐待は子どもたちの精神に長期的なダメージを与え、そのために進学や社会生活に支障をきたしている。また、虐待を受けて保護されている子どもほど社会的自立能力の未熟な例が目立つが、そんな子どもほど早期の「自立」を強いられているのが実情である。さらに児童相談所の一時保護を経験した子どもの大多数は保護されずに家庭に帰されており、家庭に帰ってから親の暴力に晒され続けている人もいる。このことから保護者がいることが必ずしも子どもの幸福に繋がらず、かえって自立を阻むこともある。

## 社会的自立能力の未熟な子どもほど早期の「自立」を強いられている

- 頼る親のない子どもたちにとって、施設を出て独り立ちすることがそれがどれほど過酷なことか、その実情を知る人は多いとはいえない
  - 高校中退者は施設を出なければならないという規則
  - 施設から社会への移行を応援する環境が必要なのだが、人材もお金も施設も圧倒的に不足している
- ◎ 児相の一時保護を経験した子どもの大多数は保護されずに家庭に帰されて、親の暴力に晒され続けている。一時保護を経っていないことも多い

(図2)

### (7) 社会的養護が保障すべきもの = 「ライフチャンスの保障」

ライフチャンス(注3)とは、「選択肢(オプション)と社会的つながりの相互作用により決定される行動の機会」のことである。選択肢(オプション)とは「社会的に構築され、未来に開かれる選択肢」「経済状況、衣食住の状況、安心・安全な環境など、基本的な生活の条件を規定するもの」であり、社会的養護出身者はこの選択肢が無い場合や、限られた少ない選択肢しか選べない状況にある。日本社会において、この選択肢を決めるものは親など保護者の「資産・お金」であり、子どもたち自身で解決できる問題ではない。支援方策の一つとして首都圏若者サポートネットワークが実施する事業に「実社会に出る若者に伴走型支援をする」という取り組みがある。具体的には伴走者に助成をし、この助成者が安定したくらしができるまで若者を見守り支援するという方法である。今までの人生で選択肢の提示をされてこなかった若者にとって、経済支援だけでは不十分であり、お金の使い方、家を借りる手助け、各種手続き、相談などを重ね、様々な選択肢を一緒に考えながら伴走することで、自立を助けている。

### (8) 10代の妊婦

「居場所がない10代の妊婦」(注4)もまた、子どもの貧困と孤立を体現しているといえる。彼女たちの事情をみると、図3に示されたように、機能不全家庭、要支援家庭、社会的養護のなかで育ってきたため親に頼ることができないなど背景はさまざまである。妊娠に関していえば妊婦健診を受けるための病院は親の付き添いがないと受診できず、さらに胎児の父親(又はその保護者)の同意書がないと中絶できない場合もあり、10代の妊婦自身で乗り越えられない様々な壁が立ちはだかっていることがわかる。家族崩壊や家族の他に知り合いが全くないなどの状況に置かれ、彼女たちとその子どもは孤立した状況におり、ストレートに貧困とつながっている。

## 居場所がない10代の妊婦から見えることは

- ・機能不全家族、要支援家庭、社会的養護のなかで育ってきたので親に頼れない
- ・ヤングケアラー、自分まで家族に迷惑をかけたくない
- ・虐待・DVを受けている 性被害にあった 同意のない性行為
- ・家出 生活費をパパ活・援助交際・売春で捻出  
風俗の寮や泊め男の家、ネカフェ、漫画喫茶などでの生活
- ・友達や学校、家族も妊娠に気づいていないことも多い
- ・親の付き添いがないと受診できず、相手の同意書がないと中絶できない病院がある
- ・緊急避妊薬を手に入れることが難しい
- ・中絶・妊婦健康診査のためのお金もない
- ・妊娠をすると生理が止まることを知らない

特定非営利活動法人ピッコラーレ中島かおり氏 内閣府こども政策に係る有識者会議提出資料  
2021年10月18日

(図3)

### (9) 子どもの虐待を防ぐためには

この問題の解決策の一つとして、全ての家庭のレジリエンスを育むということが挙げられる。ひとつの事例をあげよう。4月に発足するこども家庭庁の中に「育児・家事援助事業」というものが予定されている。もともと育児や家事を援助することは、子どもたちの生活の基盤となる家庭の機能を回復させることである。例えば、子どもの母親がうつ状態のために、子どもが虐待やネグレクトに晒されている。そのような家庭に、長期にわたって「育児・家事援助事業」が入ることを通じて、次第に子どもが変わっていくという（注5）。その様子を見た親にも変化が生じるという。つまり、不適切な養育下にある子どもにとって「親ではない第三者」が長期間接することによって心の回復と生活習慣・生活力が身についていくのである。このような事業は「家族機能を補填する」という観点から数年単位の長期的な支援が必要である。しかし自治体のなかには2～3か月の短期で打ち切っている例が少なくない。それでは効果が出ず、税金の無駄遣いともいえる。長期的な視点をもって事業を実施する必要がある。

### (10) 教育相談事業の限界

教育機能は、生活の安定・安心の基盤なしには発揮できない。学校現場だけでは解決できない問題があるときに、必要な支援と連携しなければ教育相談では解決することはできない。生活モデル的支援は、当事者の生活をトータルに把握し、さまざまな社会資源を結び合わせるということ、寄り添いの中で継続的に行ってゆく方法で、伴走型支援をとる必要性があると考えられる。子ども若者の相談内容は問題が多岐にわたることもあり、行政の縦割りの支援では、解決まで導くことはできない。

## 教育相談事業の限界

- 教育機能は、生活の安定・安心の基盤なしには発揮できない
- 教育相談事業は、子どもとその親の生活全般を理解し、必要な対策を取ろうとしているか？
- 教育相談事業の範囲でできなければ、関係機関と連携することが必要
  
- 現代生活の複雑性に対抗し得る支援方法＝生活モデル  
 ＝ソーシャルワークやケアケアリング  
 生活モデル的支援は、当事者の生活をトータルに把握し、さまざまな社会資源を結び合わせるということ、寄り添いの中で継続的に行っていく方法（伴走型支援）
  
- 必要なことも・家庭に支援が確実に届くよう、プッシュ型支援・アウトリーチ型支援  
 スクールソーシャルワーカーの役割の重要性

(図4)

### (11) こども基本法はなぜ必要だったのか

こども基本法が成立する以前は、子どもの権利侵害に歯止めをかける国レベルの法律がないという状況があった。子どもをめぐる問題を抜本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉などの子どもの権利施策を幅広く、整合性をもって実施するためには不可欠である。このことはこども基本法の基本理念にも現れている。基本理念①個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取り扱いを受けることがないようにすること。②適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること等の、福祉に係る権利が等しく保障されること。教育基本法の精神にのっとり、教育を受ける機会が等しく与えられること。③年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。④年齢および発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保育者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保。⑥家庭や子育てに夢をもち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備。

これらの権利や環境が全ての子どもへ十分に行き届くよう、法体系だけでなく、支援事業も充足させる必要がある。

### 3. 最後に

最後に、「意見の尊重・最善の利益が優先して考慮されるとは何か？」ということ、カナダの事例で見てみたい。「意見の尊重・最善の利益が優先して考慮されるとは何か？」というのは、親が別居したり離婚した子どもに向けた情報冊子の題名で、カナダ法務省が発行したものである。ここでは、子どもの権利と最善の利益を守ろうとする理念とスタンスが明確に表現されている。それをよく表しているフレーズを拾ってみた。

「あなたの家庭は変化したけれど、あなたは今も家族の一員だよ」

「悲しいとか腹立たしいのはあたりまえのこと、誰か信頼できる人に話してみて」

「あなたは一人ではない、多くのこどもがこのことを通過している。でもそれぞれの経験はみんな違う、あなたの考えと気持ちが大事なんだよ」

「おぼえておいて、あなたの声は考慮されることを！」

「あなたの両親はもはや同居できないけど、ふたりともあなたのことを気にかけている・・・」

(一部抜粋)

子どもの権利を考える際に、子どもを中心として子どもの気持ちに立つことが大切である。子どもにとって相談できる相手は親だけではない。様々な大人の関わりが大切である。

子ども自身も「権利」を明確にし、子どもの意見の尊重・最善の利益を考慮し、子どもに情報と選択肢を与え、意見を言う権利を与えるためにも、国内法である「こども基本法」が必要なのである。

(注1)

出典：阿部彩 / 首都大学東京子ども・若者貧困研究センター『東京都受託事業「子供の生活実態調査」詳細報告書』平成30年3月

(注2)

出所：「児童養護施設入所児童等調査結果」平成25年2月

(注3)

引用：永野咲『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」』明石書店 2017

(注4)

特定非営利活動法人ピッコラーレ中島かおり氏 内閣府こども政策に係る有識者会議提出資料 2021年10月18日

(注5)

西郷泰之・寺出壽美子『東京都における教育訪問事業の改善課題に関する調査研究 ～児童虐待からの回復に向けた支援の方向性に焦点をあてて～』2021

# 「こども家庭庁の取り組みについて」 内閣官房こども家庭庁設立準備室

## 1. はじめに

令和3年6月、政府の骨太の方針において、こどもの様々な課題に総合的に対応するため、それを包括する行政組織を創設するための検討に着手することとされ、政府において新たな行政組織の在り方等が検討されることとなり、こども家庭庁の創設につながった。常にこどもの最善の利益を第一に考えること、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設された。

## 2. 課題や現状について

### (1) 今後のこども政策の基本理念について

6つの基本理念に基づき、こどもが抱える様々な課題の解決に取り組んでいく。

- ① こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- ② 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
- ③ 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
- ④ こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ⑤ 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- ⑥ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

### こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

#### 今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。</li> <li>◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。</li> </ul>
全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。</li> <li>◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。</li> </ul>
誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。</li> <li>◆ こども本人の福祉というだけでなくとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。</li> </ul>
こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。</li> <li>◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。</li> </ul>
待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。</li> <li>◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。</li> </ul>
データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。</li> </ul>

## (2) こども家庭庁の基本姿勢

こども家庭庁では3つの基本姿勢をもとに、政策をすすめる。

- ① **こどもの視点、子育て当事者の視点** こどもや若者の意見を年齢や発達に応じて政策に反映することや、子育て当事者の意見を政策に反映。
- ② **地方自治体との連携強化** 現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化する、そのために人事交流の推進や、定期的な協議の場を設置する。
- ③ **NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働** NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークを強化する。また、民間人の積極登用を行うなどして、多様な問題の解決を図る。

### こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

### こども家庭庁の基本姿勢

- ① **こどもの視点、子育て当事者の視点**  
こどもや若者の意見を年齢や発達に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ② **地方自治体との連携強化**  
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③ **NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働**  
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

### 強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を配置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする関係会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

### 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

### 新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

## (3) 体制と主な事務

内閣総理大臣を中心として、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官を置きその下に、内部部局として企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門の3部門を設立する。特に企画立案・総合調整部門においてはこどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整として、こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議や等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討を行っている。

## (4) こども家庭庁の組織・事務・権限について

今まで各省庁に分かれていた、こどもに関わる政策について、一本化することで、今まで司令塔機能を持つ省庁がなかった「就学前のこども」の育ちに関する支援なども、新たにこども家庭庁でその機能を持つことになる。

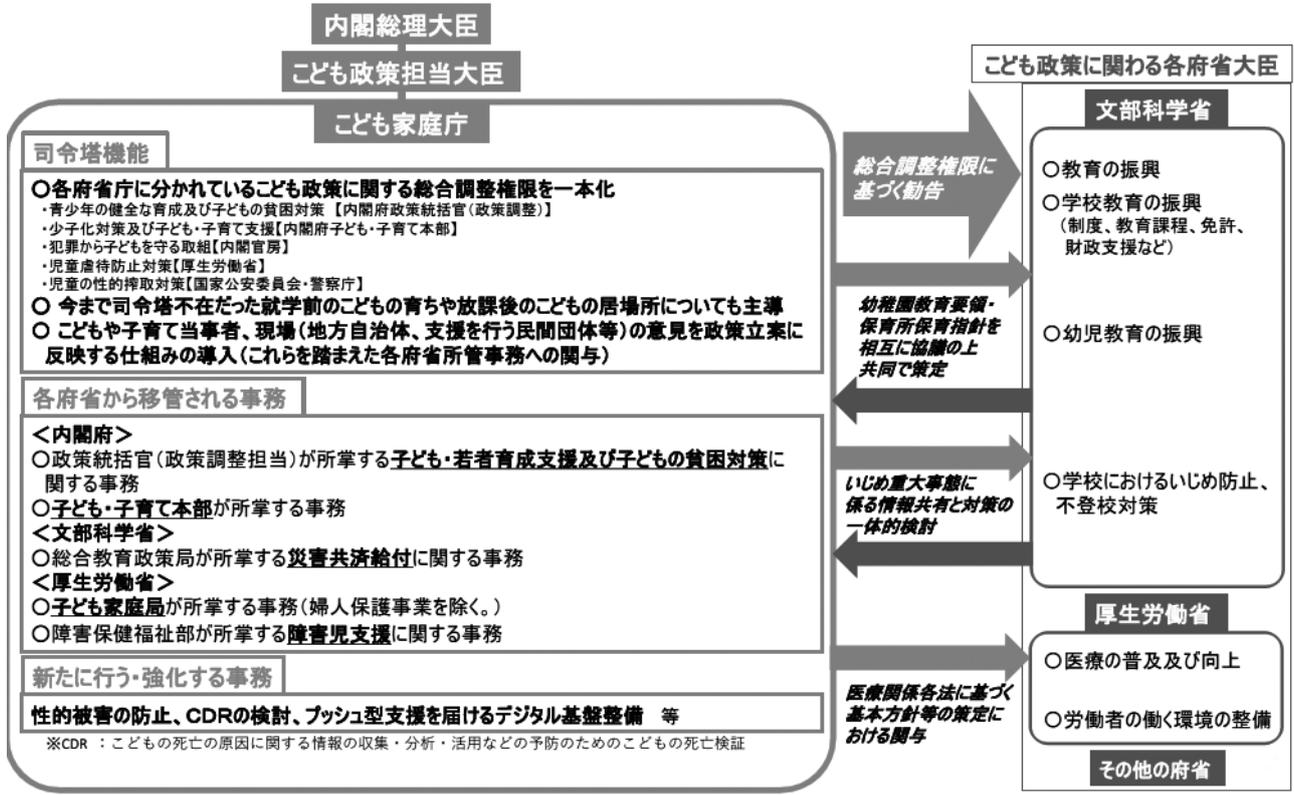
(例) こども家庭庁の設立に伴い移管される司令塔機能

- ・ 青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官（政策調整）】
- ・ 少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】

- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

### 子ども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日設立
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)



### (5) 子ども家庭庁設置法の概要

子ども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとされている。さらに当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする子ども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める、とされている。

### (6) 子ども基本法の概要

子ども家庭庁において子ども基本法に基づき政策方針を考えられているものもある。今回、一部抜粋して、子ども基本法とその解釈を説明する。

#### ①目的(第1条)

「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り

組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。」

これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍に起因する問題が拍車をかけている状況である。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務である。このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定された。

## ②基本理念（第3条第4号）

「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」

こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達の程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものである。国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としている。この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれている。

## ③こども施策に対するこども等の意見の反映（第11条）

「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めている。ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解される。ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解される。具体的な方法として、どのような頻度や方法で意見を聴取するかについては、個々の政策に任されている部分もあるが、こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられるが、例えば、以下のような手法が想定される。

- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
- ・審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
- ・こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など、こどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

方法については、個々の政策に応じてこどもの年齢や発達段階を考慮した上で、こどもの最善の利益を確保するという観点で、実施していくことが望ましいと考えられる。

こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である。また、意見を聞く際に、こどもが話しやすいようにファシリテーターやサポーターの存在も挙げられる。さらに重要だと考えられることは、こどもが挙げた声を、政策に反映してくこ

とであると考えている。

#### ④こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条）

「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るように努めるものとする。」

こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定された。今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していくことが必要だと考えられる。

#### （7）こども家庭庁設立準備室において令和4年度に取り組む主な事項について

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、「こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む」こととしており、こども家庭庁設立準備室（以下、「準備室」という。）においては、同基本方針に掲げた以下の事項について、検討に着手する方針。（注）下記に掲げた事項は、現時点で検討の進め方がある程度具体化しているものについて記載しているものであり、下記以外の事項についても順次検討を進める方針。また、現在、内閣府や厚生労働省において所掌している事項に係る対応は、各府省において、準備室と連携し行う。

- ・こども基本法に基づくこども大綱の策定  
こども基本法の施行（令和5年4月1日）に向け、こどもまんなかフォーラムを開催するなど様々な意見を聴きながら、有識者会議で「こども大綱」の検討に向けたこども家庭庁への申し送りを取りまとめ
- ・こどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり  
令和4年度において、調査研究事業を実施
- ・就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定に向けた検討  
令和4年度において、有識者懇談会を立ち上げ、検討  
令和4年度において、未就園児等に対するアウトリーチ支援に関する調査研究事業を実施
- ・こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定に向けた検討  
令和4年度において、調査研究事業を実施
- ・日本版DBSの導入に向けた検討  
導入に向けた法的論点の整理や仕組みの検討等を行っていく。
- ・いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等の推進
- ・令和4年度において、自治体の好事例を横展開

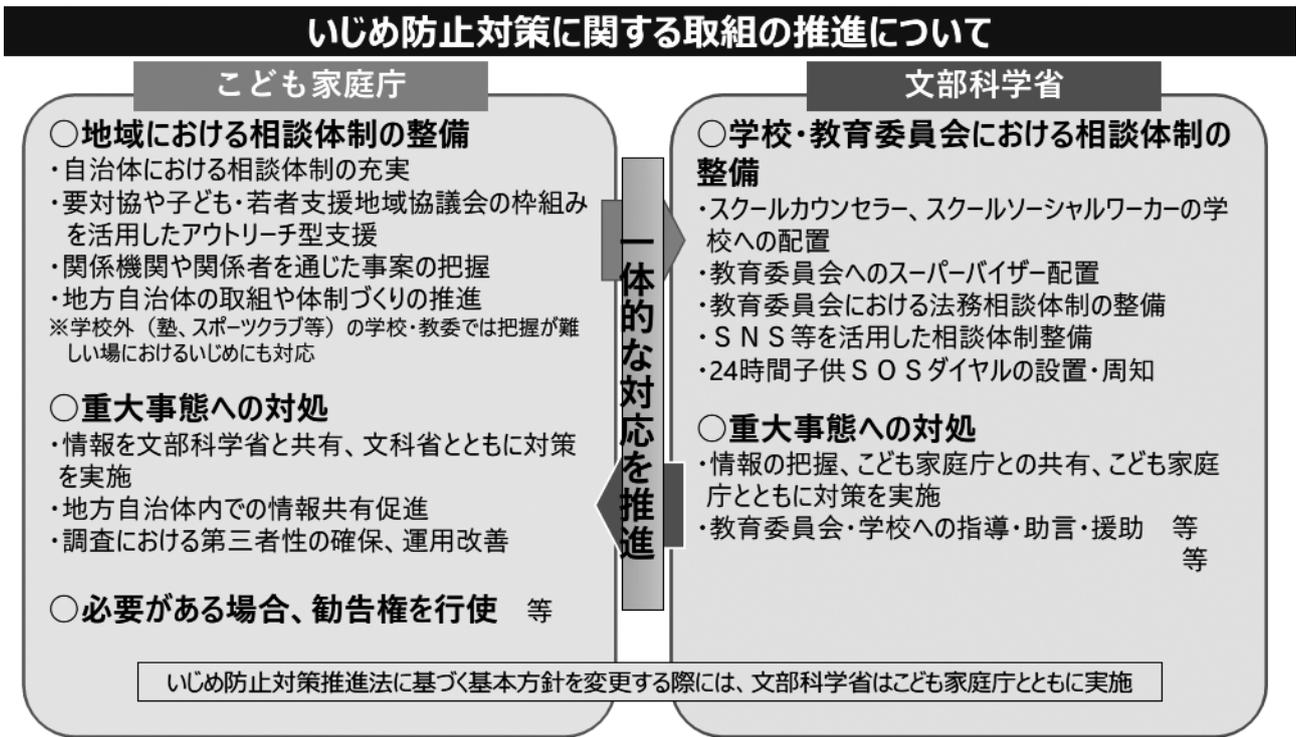
#### （8）就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針

こども家庭庁においては、小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画・立案・推進を所掌（設置法第4条第1項第1号）。就学前の全てのこどもの育ちの保障を担うこととなっており、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた政府内の取組を主導するため、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を新たに閣議決定し、これに基づき強力に推進することとされている（令和3年12月、閣議決定）。こうしたことから、こども家庭庁が発足する令和5年4月以降、速やかに指針の策定を進められるようにするため、有識者懇談会を開催する予定である。

#### （9）省庁との連携例

こども家庭庁へすべてのこどもに関する権限が移管されるのではなく、既存の省庁と連携することで、一体的な支援を可能にする。例えば、いじめ防止対策に関する取組の推進においては、文部科学

省と連携しながら、この問題に取り組んでいくことになる。それぞれの省庁が持つ機能を活かしながら、支援が必要なこどもへアプローチしていくことが求められる。



#### (10) こども家庭庁関連予算の基本姿勢

令和5年度 こども家庭庁関連予算のポイントとしては下記であり、4つの柱を軸に進めていく。

- ① こどもの視点に立った司令塔機能の発揮
- ② こども基本法の着実な施行、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現
- ③ 少子化の克服、全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
- ④ 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

### 3. 最後に

令和5年4月より発足するこども家庭庁は現行の決定している政策だけでなく、こども・若者の声を聴き、よりよい政策の決定やその推進に努めていく。

# 「孤独・孤立対策のこれまでとこれから」

大西 連 氏

(認定 NPO 法人もやい理事長、内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与)

## 1. はじめに

「認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい」(以下「もやい」)は日本国内の貧困・格差の問題に取り組む団体である。この団体活動を通じて見えてきた、貧困・格差と子ども・若者の問題とどのように関わっていくのかという内容について、活動の実例を踏まえて説明する。

## 2. 課題や現状について

### (1) コロナ禍での支援

新型コロナウイルスの影響は現場に大きな変化をもたらした。コロナ禍以前の 2008 年に、派遣切りが問題視された際には、日比谷公園に当時 500 名ほどの人が集まっていたことが大きく報道されたが、2023 年現在、その人数を超える 650 名ほどの人が都庁での食料配布に集まっている。都庁下の食料品配布に訪れる人は、コロナ禍前は単身の男性でさらに地方の製造業という属性の人が多かったが、現在は女性や若い世代、子ども連れなど、若年層を含む様々な属性の方が支援を求めている。さらに深刻なのは、以前は有職者であれば支援の対象となることは少なかったが、現在では仕事があったとしても、慢性的な生活困窮に陥っていることが、現場からうかがえる。つまり、要保護の層の方以外に、生活困難層や、生活不安層など、労働市場にいるにも関わらず慢性的な貧困から支援を求め人が増えている。「労働市場にさえ入れれば最低限の生活ができる」と考え、政府はこの問題を「労働問題」として解決を図ってきたものの、対象の属性が多様化する中、「労働問題」としてだけでは解決は困難であると考えられる。

**要保護の層**：生活保護の利用ができる程度の困窮状態の人

**生活困難層**：要保護状態に近く、要保護と労働市場を行き来している人

**生活不安層**：これまで「自立している」と見られていたワーキングプアなどの状況で、恒常的に低所得で生活の不安を抱える人

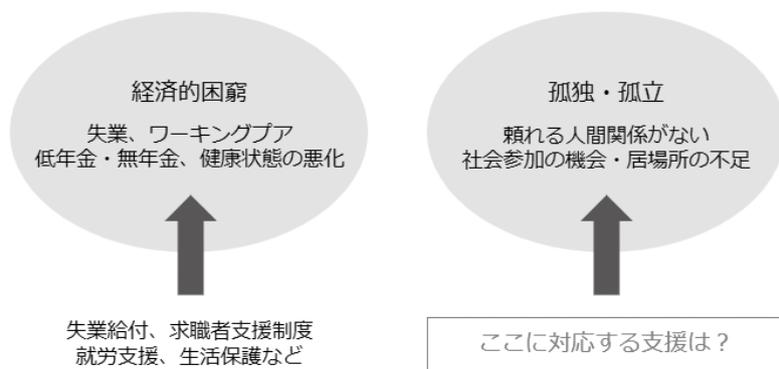
### (2) 「つながり」孤独・孤立について

ここで「貧困」と「貧乏」の違いとは何かを考えたい。貧乏であるだけでは貧困にはならず、貧困は経済的な問題を抱えるだけでなく、他の問題・課題を抱えていると考えられる。その1つが「つながり」であるのではないだろうか。つまり、貧困とは経済的困窮と孤独・孤立の2つの課題を同時に有している場合とも考えられる。



例えば：孤独・孤立と生活困窮の関係

貧困 = 経済的困窮 + 孤独・孤立



現代社会は、「つながり」が希薄な社会となっている。その要因としては、地域の高齢化、働き方の非正規化などが挙げられる。社会的な「つながり」が支えてきたものが、これらの要因により失われてきており、「つながり」のための支援が必要な状況である。しかしながら、相談支援というのは、川下の対応であり、川上の社会環境の改善がなければ、根本的に問題を解決されないと考えられる。「つながり」が失われた際に生じる現象として「自殺」の問題がある。この問題はコロナ禍の影響により増えてきており、「自殺の背景」として4つの背景があることが、調査によって明らかとなった。その一つのキーワードが「孤立」である。「よりそいホットライン」自殺予防ラインでは、相談者の約7割の人が「孤立」している状態であると報告している。(注1) 当事者は様々な困難を抱えた状態であり、既存の制度や支援機関で対応できないこともある。すべての困りごとを、1つの機関や1つの法律で解決できるものではない。しかしながら様々な課題があるということは、様々なアプローチができるとも考えられる。つまり、支援者側のほうで「つながり」を持つことで、当事者が1つの機関にアプローチすることで他の機関にもつながるなど、1つの機関のみで問題のすべてを解決しないようにすることも考えられる。さらに、孤独孤立対策に必要なものとは、緊急的な相談支援の対応に加えて、つながりが失われるような社会的仕組みを変えていくことが必要ではないだろうか。そのためには当該個人の支援だけでなく、地域の支援について取り組む必要がある。

### (3) 孤独・孤立の調査から

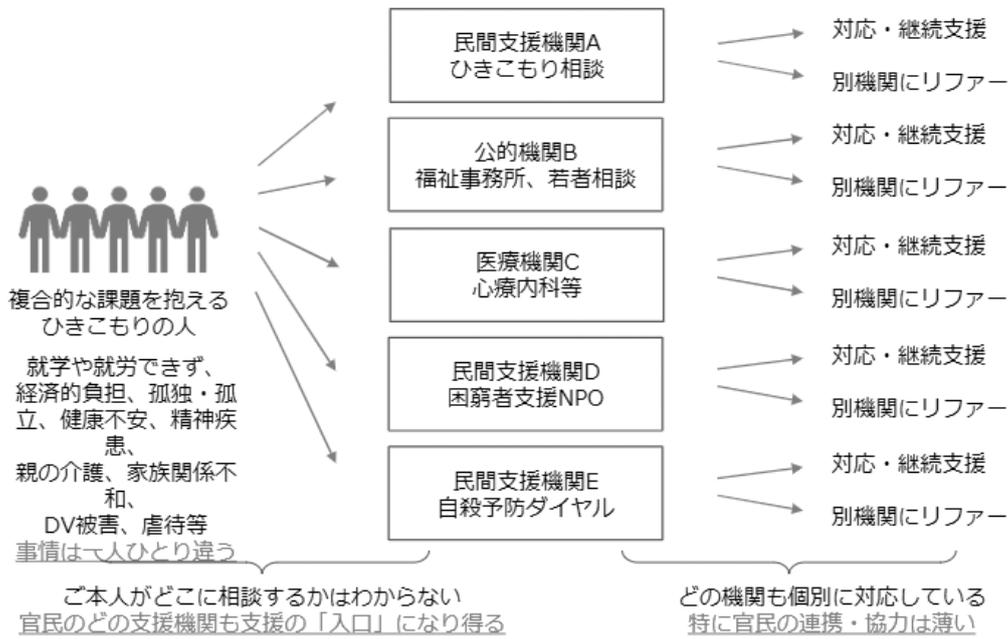
孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和3年)孤独感の調査によって、何らかの孤独感を感じている人は約8割であった。孤独感を感じている人の属性として、日本では「若者」が孤独感を感じていることが明らかとなった。特に転校や転職・就職のタイミングで孤独感を感じることや、有職者や相対的に低年収の方のほうが孤独感を感じていることが調査で明らかとなった。また、月に1回以下という極めて低い頻度でしか、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合が約4割となり、日本社会全体として、「つながり」が薄れていることがわかった。

### (4) 地域で何をしていけばいいか

地域の支援を考えるために、「ひきこもり」の支援を例に考えてみたい。「ひきこもり」はすでに認知された社会問題の一つであり、コロナ禍で小中学生の不登校が過去最多となったことから、ますます対応策の検討が必要な社会課題である。また、一言で「ひきこもり」といっても必要な支援は個々で異なるため、支援のためには現場レベルの分野を超えた連携が必要となってくる。



## 現場レベルでの分野をこえた連携、協力が必要



各支援分野の枠組みをこえて、官民の垣根をこえて、「大きなチーム」を作ることが必要。  
顔の見える「大きなチーム」がワンストップ&ネットワークで伴走していく体制の構築を。

キーワードは「連携・協働」、支援者同士も連携して問題に取り組んでいく必要がある。

### 3. 最後に

コロナ禍で「生きづらさ」は拡大してきている。年越し派遣村をこえる人数が食料品配布の列に並ぶ現状や、各地の困窮者支援・フードバンク・子ども食堂での支援の拡大から見ても、このことは明らかだろう。「つながり」が失われてきていることが、この問題の根底にあると考えられるが、人口減、核家族化、所得減などの著しい社会の変化等により、「つながり」が希薄な社会になってきている。これまでは社会構造の中に当然のように「つながり」があったことから、失われてきたことに対する認識が低く、公的な「つながり」に対する支援はこれまで脆弱であったといえる。しかし、昨今この「つながり」に対しての価値が認識されるようになってきた。政府も「つながり」の問題を解決するために、孤独・孤立対策を始動した。また、「つながり」に対して全国的な調査を行うことで実態の把握も行われ、全国調査では約4割が「孤独」、約4割が「孤立」の状態にあるということが改めて示された。ここで分かったこととして、孤独・孤立の要因は多岐にわたることから、この問題は誰にも起こり得る問題ということである。また、起こりやすい状況とは何かについても調査をされ、子ども・若者にとっても例外ではないことが分かった。この問題の解決のためには「地域」での取り組みが重要であると考えられる。孤独・孤立は複合的、重層的にさまざまなテーマに関わっていることから、地域のさまざまな機関、団体が連携・協力することが必要であり、当事者個々への「支援」の体制づくり（連携や協働、DXやアウトリーチ）が必要となる。そのためには、「つながり」を基軸とした「地域づくり」という土壌が大切である。支援者同士が「つながり」をもち、当事者が地域で問題解決できる仕組みづくりを考えていく必要がある。

(注1) 「よりそいホットライン」平成29年報告書

**質疑応答**

- コーディネーター：谷口仁史、元永拓郎、●講師
- 支援者の育成が重要な課題であるが、どのようにすすめていくのがよいか？
- 支援者自身が単年度の契約になってしまっており、財源の確保と支援者の安定的な雇用、そして様々な分野横断的な、研究集会などを進める必要がある。
  
- 連携とは負担を伴うものであるため、様々な政策を出すだけでは、現場の負担感は増すばかりではないだろうか？
- 負担感がなく現場のリアルな連携をすすめていくのがカギである。政府のほうでも水平方向の連携を行い、複合的な支援を進めるべきではないだろうか。
  
- 事業評価についてはどうか？
- わかりやすい指標を作り過ぎず、結果が出てきていることだけを評価せず、トライアンドエラーのその過程を評価するようにすべきである。
  
- プラットフォーム推進事業において、子ども・若者に重点をおかれた孤独・孤立対策が実施されているのか？
- 自治体によって重点を置く対象は異なる。子ども・若者に重点に置く自治体と、高齢者に重点を置く自治体などがある。どの対象に重点を置いたとしても、子ども・若者の孤独・孤立対策につながると考えられる。

**分科会**

## 1. はじめに

目的として講師から「現場に持ち帰るアイデアをひとつ以上得る。」とうことが示され、その後グループワークなどを通じて理解を深めた。

## 2. 地域の取組を紹介

様々な地域の事例から、孤独・孤立の問題を考えたい。報道によると、小中学生の不登校児童生徒数が過去最高になっており、江戸川区の調査で、引きこもりが約8千人と報告されている。これは氷山の一角なのか、もしくは全国的な問題なのか、考えてみてほしい。

引きこもり支援と言っても、対象が小学生から大人まで広いことなど年代の差異がある他、体調など健康状態、経済力、家族の状況、社会とのつながりなど様々な差異があり、対象によって支援が異なるため難しさがある。背景には複雑な課題があり、まずは本人の優先課題がなんであるかを把握することが肝要である。繋がりの欠如と孤独・孤立が拡大していることから、新しい支援は拡充しつつあるが、現状としては支援が行き届いているとはいえない。以上のことから、解決策のひとつとして、多様な支援団体がネットワークを組織して、ワンストップの窓口になっていくことで対応の幅が広がるのではないかと考えられる。

### 3. グループワーク（4人が1組、3人が2組の計10人）

(1) A4の紙を4つに折り、4つの窓をつくる。

自団体のいいところ3つ	自団体の弱いところ3つ
他団体と連携・協働していること3つ	今のままでは足りないところ3つ

(2) グループごとに自己紹介をする。

(3) 自団体のいいところと弱いところをグループ内で共有する。

(4) 他団体と連携・協働していることや今のままでは足りないところを共有する。

(5) 『繋がり』をキーワードに、挙げられた課題をどう解決できるのか、そのためには何が必要かを話し合う。

### 4. まとめ

以前は『貧困はない』という認識で語られていたが、今では貧困が大きな問題として捉えられている。法律が制定され、新しい役所ができたからとすぐに何かが変わるということはないかもしれないが、5年、10年と経過すれば変化が見えてくるかもしれない。地域に戻っても、関係者が集まって今回のような対話をすることで、この問題の解決につながるのではないだろうか。

# 「〈叱る依存〉の視点から子どもとのよりよい関わりを考える ～すべての子どもが生きやすい社会の実現のために～」

村中 直人 氏

(一般社団法人子ども・青少年育成支援協会代表理事臨床心理士)

## 1. はじめに

なぜ子どもの権利が守られない社会なのか、「子どものためを思って」叱らずにはいられない保護者、教員、支援者となってしまう、その背景や解決策について考えていく。「叱る」という行為には叱る側のニーズを強く満たす側面があり、人は、叱らずにはいられない依存的な状況におちいってしまうことがある。これを「叱る依存」として、この問題を考えたい。

## 2. 〈叱る依存〉の基礎知識

人はなぜ「叱る」のかについて考えていきたい。

### (1) 叱る人のニーズ

#### 1 自己効力感

「自分の行為には影響力がある」「自分が行動することで何かよいことが起こる」といった感覚は快体験であり人のモチベーションの源泉になる。

#### 2 処罰感情の充足

人は「悪いことをした人に罰を与えること」で快感や充足感を得ている。

### (2) 依存症の「自己治療仮説」

多少の快楽を感じたとしても、依存はしないと考えるかもしれないが、人は自分の苦痛を和らげてくれるものに依存するとされている。例えば、気分が落ち込んでつらい人は覚醒作用のある覚醒剤やコカインなどに依存し、気分の落ち込みを軽減したり、原因となる現実からの逃避を図っていることが分かっている。これをもとに「叱る」という行為を考えてみたい。「うまくいかないことへのイライラ」や「低い自己評価、他者への劣等感」などの負の感情を、叱ることで相手をコントロールすることができ、それにより叱った側は安堵・充足感で負の感情を軽減することができる。これは気分が落ち込んでつらいときに覚醒剤を使うことで落ち込んだ状態から回復することと類似していると考えられる。また、「叱らずにはいられない」は受け入れがたい現実からの逃避という意味でも依存症に似ていると考えられる。

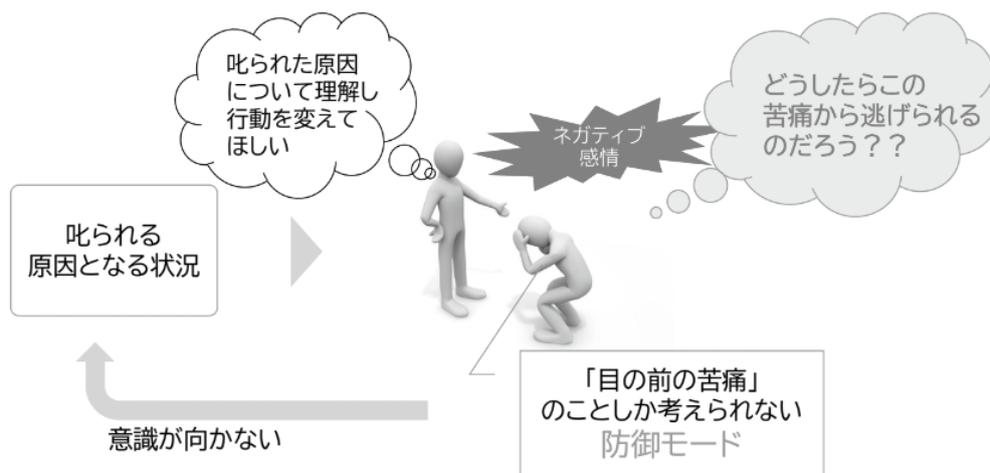
### (3) 「叱る」先にあるものとは

「叱る」が慢性化すると次のような反応を、叱る側と叱られる側で起こすこととなる。

- 1 叱る側：叱る
- 2 叱られる側：(繰り返し叱られることで) 刺激への慣れ (馴化：じゅんか)
- 3 叱られる側：反応の低下 (例) 言われた通りの行動、申し訳なきような表情、反省と謝罪の言葉
- 4 叱る側：より強いネガティブ感情を与えることへの欲求
- 5 叱る側：「叱る」行動の程度と頻度の向上

しかしながら、「叱る」は学びや成長につながらない。叱る側が叱られた原因について理解し行動を変えてほしいと考えていたとしても、叱られる側はネガティブな感情のみが伝わり、「どうしたらこの苦痛から逃げられるのだろうか?」という「目の前の苦痛」のことしか考えられない「防御モード」となってしまう、結果的に叱った側が目的としていた叱られる原因となる状況とは何なのか、という対応策等にまで意識が向かない。つまり、「叱る」ことは、叱る側の欲求を満たす側面が強く、さらに相手の学びや成長を促進することはない。「叱る」ことから自由になるためには、まずこの事実と向き合う必要がある。

## しかも「叱る」は学びや成長につながらない



### (4) 叱り続けることを正当化してきたもの

ではなぜ多くの人たちが「叱る」という行為を正当化してきたのだろうか。それは「叱る」という行為が社会的に「厳しく叱ることは愛情の裏返し」や、「叱らないのはしつけの放棄だ」と考えられており、これにより「叱る」という行為が社会的に正当化されてきた。しかしこれらはすべて「叱る依存」によるものである、叱り続けることを正当化するための苦しい言い訳に過ぎないと考えられる。

厳しく叱ることは愛情の裏返し

叱らないのはしつけの放棄だ

叱られることで打たれ強い人に育つ

怒るのはダメだが、叱るは必要

厳しく叱ることが出来ない人が増えていて問題だ

厳しく叱らないからなめられてしまう

叱らないと伝わらない



私は叱られて強くなれた感謝している

叱られたことのない人は弱い人になってしまう

ぜんぶあなたのため!

### (5) 最後に

「叱る依存」が加速する、その先にあるものについて考えてみたい。しつけを理由に行われる「児童虐待」、加熱する「バッシング報道」、SNSでの過剰な「炎上」、スポーツ指導における虐待や「死亡事件」、人権を無視した「ブラック校則」、なくなならない「パワーハラスメント」これらはすべて、「叱る」という行為を正当化する心理が背景に生じている。「叱る依存」を正当化する社会それは「生きづらさ」が生まれやすい社会とも言えるのではないだろうか。

**質疑応答**

●コーディネーター：工藤 啓、○講師

○相談援助における知識や情報、観点について教えてほしい。

●相談援助の現場で、「安易に叱るを取り上げない」ことが大切である。支援対象者にとって「叱ってはいけない」ことは既知であり、「叱る」行為を否定するだけでは、かえって混乱させることもある。叱らなくてはいけない状況を改善することで、叱るを手放せるようにする。

**分科会****1. はじめに**

第2分科会は、研究討議の話の続きとして講師の村中氏の講演と参加者からの質疑応答が行われた。研究講義で話した内容に加え「叱る」ということについてももう少し具体的に考えた。

**(1) 「叱る」について**

叱るという行為は叱る側のニーズを満たす行為であり、ニーズを満たす行為でも「相手のためになればよいのでは」という意見が叱る側にある。では「叱る」の本質は何であろうか。叱るには、似たような言葉があるが同じ意味ではなく、叱るという言葉でしか表現できない内容が叱るという行為である。ポイントとしては、叱るという言葉には攻撃的な側面が含まれているという事。これは叱られる側に理由や原因があり、叱られる側にネガティブな感情が発生することが重要だからである。相手のネガティブな感情を利用する必要がないのであれば叱る行為は必要ないと考えられる。

**(2) 叱ると怒るの違いはあるのか**

叱るのは悪いことで、怒るは良いというのは権力者側の論理である。叱られる側に視点をおいてみると、どちらの行為についても構造的な変わりはない。さらには、罰をあたえることと叱るという行為にも違いはない。叱る側はきつい言葉を投げかけて、相手にネガティブな感情を与えて行動を変えるということを狙っている。

**(3) なぜ叱るは学びや成長につながらないか**

脳の扁桃体を活性化、つまりストレス反応を与えると脳は「戦う」か「逃げる」かのどちらかのモードに入る。この現象は人間ではなくても生物全般に起こりうる。戦うとは、言い争う、文句を言う、けんかするなど叱っている人に対して攻撃的な状態である。逃げるとは、その状況を早く終わらせるために言う事をきいたり、反省したそぶりを見せて、その場しのぎの行動をとる状態であり、この2つのモードを叱られた側が選択する。

**(4) 「逃げる（ディフェンス）」、モードの特徴**

脳が「戦う」または「逃げる」モードとなった場合の特徴は、反応が早いということだと考えられる。「逃げる」のモードを「ディフェンスモード」と呼んでいるが、相手にストレスをかけて、「ディフェンスモード」にするとすぐ反応が返ってくる。これは、叱る側にとって非常に重要なことである。なぜなら、叱る側が最もイライラするのは「叱っても反応がない」場合であるため、叱る行為をすれば、けんかになることもあるが、無反応ということはないことが、この問題の原因の一つである。もうひとつの特徴は、物事を深く考えるという能力を一時的に低下させるということにある。例えば、クマに襲われた場合に、クマの種類などについてあれこれ考えていては襲われてしまう。叱ることは、相手の知性や理性を抑えて即時的な行動を引き出すコミュニケーションであることから、「ディフェンスモード」は、人の学びや成長のモードではなく、「目の前の行動を引き出す」だけである。

### (5) 叱ることの効果（危機介入）

叱ったところで、その瞬間の行動は変わるが、学びや成長につながらないため同じことが繰り返される。各所の講演で「上手な叱り方はありませんか？」という質問をよくうけるが、学びや成長のための「上手な叱り方」は存在しない。一方で、講演でも話しているが「叱ってはいけない」とは、説明していない。叱るという事の一歩の効果は、学びはないが行動が変化する点である。これは、すぐに行動に現れるため、危機介入をしなければならない時には叱るという行為は有効である。例えば、自傷行為や他人を傷つける行為を目の前にしたときなど、行動を変える必要がある場合は、叱ることで行動変容を促すため、効果的なコミュニケーションとなる。子どもとの関わりの中で、叱ることが必要となる場面がある。

### (6) 叱ることの効果（抑止力）

事例として、交通事故と飲酒運転の関係について考えてみたい。飲酒運転の厳罰化を機に、事故件数や死亡事故が減少した。飲酒運転をすると重い罰を受けることになると苦痛を予測するためである。しかし抑止効果が期待される一方で抑止の効果は限定的でもある。飲酒運転の再犯理由を聞いたデータがあるが、飲酒運転が悪いと思っていないという回答があった。飲酒運転が悪いと考える人にとっては、厳罰化が飲酒運転を控える動機となるが、飲酒運転してもかまないと考える人にとっては厳罰化が行動を変えるきっかけにならない。これは、飲酒運転以外の事例でも同様で、厳罰化によって変わるのは変化してほしい人の周辺の人々で、一番問題を抱えている人にとって厳罰化は抑止の効果を持たないものである。したがって、罰の効果を過信するのは間違っているといえる。

### (7) 叱るときの注意点（上手に叱り終わる）

叱るときの注意点で一番大切なのは終わり方である。叱る行為について議論すると、叱ってはいけない、ほめないとかだめだという表面的な話になりやすいが、それよりも適切に叱る行為を終えられているかが重要である。たとえば、保育園でフォークを振り回して危険な状況があった場合、危機介入のため叱ることが必要な場合もある。叱られたことで子どもがびっくりしてフォークを落とした時点で、危機は去ったのでその時点で叱る行為はやめなければならない。さらに叱り続ける行為は叱る側の自己満足でしかない。しかし、私も含めて多く人はここから本番で叱り続けてしまい、適切に叱ることを手放すことができない。問題は叱ることではなく、叱り続けることである。

### (8) 叱るときの注意点（必ず予告をする）

叱るときの注意点の二つ目としては、適切に予告しておくということである。予告をすることで、抑止力が働くことになる。叱る行為は権力者が非権力者に対して行う行為であるので、そもそも論として、叱るという行為を行わなければならない状況が発生している時点で叱る側の失敗であると考えられる必要がある。

### (9) 叱ることは必要か？

人間が生きていくなかで我慢しなければならない場面がたくさんあるので、子どものうちに叱られることになれておく必要があるのではないかと論議がある。これは日本に根強い考え方で、その考えを科学的視点から捉えてみると、そもそも他人から強要された我慢や苦痛からでは人は強くないという答えにたどり着く。「自ら選んで我慢や苦勞をしたこと」は人を強くするが、「我慢を強要される」場合は異なる。理不尽な我慢を強いられるとどのような状況がおこるかということを検証するため、心理学者のセリグマンは犬に苦痛を与える実験を行った。具体的には犬を2つのグループに分け檻に閉じ込め、電気ショックを与える実験を行った。A群は檻の中を探すと電気ショックを止めるボタンがあり、自ら止めることが可能な状態とした。一方でB群の檻にはボタンが無く、自ら電気ショックを止めることが出来ない状態とした。ただし、A群が電気ショックを止めるとB群の電

気ショックも同時に止まるという実験であった

これは学習性無力感についての実験で、その後の実験でB群の犬を容易に脱出可能な檻に閉じ込めて再度電気ショックを与える実験を行ったがB群の犬は逃げる行為をせずに、うずくまる事しかしなくなった。つまり、逃げようとして失敗したのではなく、そもそも逃げようとしなかったのである。人間でも同じ状況になる。叱る側が、相手が強くなるためという意図で与えた理不尽な苦痛により、相手は学習性無力感状態となる。この状態が問題を複雑化させている。つまり無力化された人はとても我慢強く見え、「諦めている」から言うことを素直に聞くため、とてもいい子に見えるからである。我慢強くていい子なのか、無力化された人なのか、がわかる瞬間は、未来に向けた展望を示したときである。今からは自由であると選択肢を与えたときに、無力化された人は次に進むことができない。したがって人を強くするために、苦痛を与えることはかなりリスクが高い行為であるといえる。

### (10) 叱り続けることを正当化しない

叱ることを禁止するというのは少しおかしいが、しかり続けることを正当化するのはさらによくないことである。叱り続けるような人がいたときに、本当にこのままで良いのかという疑問を持つことは大切である。日本は、叱ることを正義とする風潮がありすぐに叱る行為をやってしまうが、私たちはそれをやめる時期に来ているのではないかと考えられる。

## 2. 質疑応答

グループごとに分かれて自由に意見交換を行った。その中で話題となった内容を講師に質問した。

### 質問①

子どもがフォークを振り回す事例があったが、「ダメ」と短く注意するのと、理由をきちんと説明して注意する場合があるが、いったん短く注意したあとに、その理由を説明するような叱り方は適切か。それとも理由を説明する行為も含めて長く叱るということは意味がないか？

### 回答①

注意するのが長いか短いという事を議論することはあまり意味がない。

子どもにフォークを振り回す行為が危険であるということを理解してもらうことと、今日の前で起きている危険な行為を止めてもらうといことを切り分けて考えなければならない。

事例のケースでは、フォークが手元から離れば、危機は去ったということになる。

理想をいえばフォークが手元から離れた瞬間に、叱る側は表情を変えて笑顔を浮かべてよくフォークを離してくれたねと声をかけて、相手のディフェンスモードを解除する行動に移らなければならない。そのうえで、相手の脳が話を聞けるモードになったところで理由を説明することが良いのではないか

### 質問②

子どもの話をしていた流れで、飲酒運転の事例がしめされたが大人も同じということなのか？

### 回答②

この研究集会は子どもの問題について議論の場であるが、ネガティブな感情が与えられた時の脳の反応に大人と子どもの差はない。飲酒運転の事例はデータが端的にわかりやすいため示したまでである。脳の部位で思考を司る前頭前野は、最も後に発達する部位である。

子どもはそもそも発達が未熟な状態でありじっくり考えるということも難しい。

発育途中で、未熟な脳の機能をさらに低下させるという行為が、叱るという行為である。

**質問③**

午前の研究講義の中で、叱る行為が慢性化するというサイクルを示していたが、現在担当している少年の相談業務において、まさに問題行動を繰り返しているケースがあるが、そのサイクルから抜け出すコツや方法はないか？

**回答③**

叱ることによっておこる脳の「ディフェンスモード」は人の学びや成長を支えるメカニズムではないと話してきたが、その反対の状態を私は、「冒険モード」と呼んでいる。

「冒険モード」とは、人間が自らやってみたいという欲求に基づいて試行錯誤している状態をさす。大切なのは、「ディフェンスモード」と「冒険モード」は両立しない事である。

叱る側のネガティブな声掛け。叱られる側の順化、反応がないためさらに強い言葉で叱るという悪循環にはまっている場合、叱られる側の脳は「ディフェンスモード」になっている。そのような状態においても、ふとした瞬間にちっちゃな「冒険モード」の芽が出てくることがあるのでその芽をいかに育むかが重要である。

問題が深刻化している場合「冒険モード」の芽を見つけることは困難になる。

ちょっとしたきっかけを支援者が見つけていくことが大切である。

**質問④**

ゲーム依存とかの状態はどう考えればよいか？

**回答④**

Eスポーツの大会があり、会場に100人ぐらい集まった。ゲームをやるにしても、集まることで交流が生まれるという事もあった。

人間の脳でいうと報酬系回路があり、人間は何か依存していかないと生きていけない。依存とは、おいしい食事を食べたり、ランニングをする事だったりもする。もちろん叱るという行為もある。

もしも、薬物に依存すると社会生活が困難になるため生きづらさに直結する。

ゲーム依存そのものが問題ではない。ある日突然ゲームに飽きてやめるという事がある。依存の背景には、苦痛があるという話を午前の研究討議でしているが、依存の背景にある苦痛が何かということに目を向けてそれを取り除くことが大切である。

**質問⑤**

子どもの非行に関する相談業務を担当している。その中で、保護者が叱り依存になっていると思われる状況が見受けられる。

保護者への対応も必要と思われるが、業務としては子どもの対応に困っている親への助言であるため、保護者の叱る依存について介入すると意味合いが違ってしまうため踏み込むことができない。そのような状況において、どのような対応が考えられるか？

**回答⑤**

保護者に直接叱ってはいけないという事は難しいと思う。

ただし、保護者が叱り疲れている様子があれば、叱ることを減らしていくための相談はどうかという提案ができるかもしれない。

叱ることを減らすためのテクニックとしては、徹底的に予測をしてもらう方法がある。予測とは、自分はどのタイミングでどんな叱り方をするかを考えてもらうことである。その上で、最初のうちは予測した状況で予測したような叱り方であればOKとしていく。人間も予測ができていくと心の余裕が生まれるので、徐々にそんなに叱らなくてすむような状況が生まれるようになる。叱ることを我慢

するのではなく、手放すことに力を注いでもらうことが大切であり、気づいたら叱らなくなっていたというのが理想である。

#### 質問⑥

非行がある子について職場で話していたところ、非行が止まる子どもとそうでない子が出てくるため叱ることの有効性をどう評価したらよいかという議論になった。その解釈としては、先ほどの厳罰化の事例があてはまるという理解をしたがいかがか？

#### 回答⑥

厳罰化の事例にあるとおり、抑止効果が働いたと考えられるのではないかと思います。ただし、非行が止まらない子どもは自分の行為を悪いと思っていない可能性が考えられ、そういった場合にはやはり厳罰化は効果がないと考えられる。

#### 質問⑦

担当している相談業務の窓口で、発達障害の子どもが来ると、親の願いとしてコミュニケーションをとってほしいという場合があるが、子どもの思いと違っていることがある。そういったケースにおいて何かいい対応方法はないか？

#### 回答⑦

自分自身が思うあるべき姿があり、相手はその姿から外れている場合に叱りたくなることがある。しかしながら、自分自身の思考から、相手に何を求めている、何があるべき姿なのかという部分が欠落して透明化してしまうことがよくある。その状態を私は「どこから来たかよくわからない正義」と呼んでいるが、そういった正義が自身の頭を占拠してしまうと、根拠がわからないままこうするべきと叱ってしまうことがある。理想があるがその理想を忘れてしまうという揺らぎについて、親も苦しんでいるのではないかと思います。親は「よくわからない正義」を子どもに投影したくなるものである。その場合、支援者は親の「よくわからない正義」を自分の願望に置き換えるサポートをしてあげると良い。親の思いが願望に置き換わると、子どもにも願望があるのでお互いの思いを語り合うきっかけになる。そのような、サポートができるの良いのではないか。

#### 質問⑧

子どもが、親から理不尽な叱られ方をしたときに、子ども一人でも自分を守る手段があれば知りたい。

#### 回答⑧

親から「お前に価値がない」などと言われ続ける状況が想定されるが、そういった場合子どもはどんどん孤立を深めていくことになる。さらに、子どもが親に対してこの人は私のために言ってくれているという気持ちになると、虐待する側とされる側の信頼関係がかえって深まるケースもある。そのような状況下では、虐待する側がコントロールしやすい状況になる。

そのような状況を脱却するためには、その関係性を何とかしなければならない。難しい状況ではあるが、親以外でも周囲にも気にかけてくれる人がいるという事を子どもに気づかせることで、瞬間的でも抜け出すきっかけを作ることが出来るのではないかと思います。

# 「こども・若者の声が響くまちのつくり方」

土肥 潤也 氏

(NPO法人わかもののみち事務局長、内閣官房こども政策の推進に係る有識者会議臨時委員)

## 1. はじめに

参画というのはこども・若者にとってどのような意義があるのか考えたい。現代は人口減少の渡過であり、「こども・若者大変革」時代である。その中で、若者の声が聞かれにくい構造があるからこそ、若者の声が響く社会づくりを目指す必要がある。

## 2. 課題や現状について

### (1) 若者参画を取り巻く環境

こども家庭庁設置法案の基盤となった こども政策の新たな推進体制に関する基本方針では、こども・若者参画の取り扱いについて、こども・若者を自立した個人として自己を確立していく主体であることを認識することや、社会課題の解決に向けた力を自らが持っているとの自己有用感をこどもや若者が持つことについても言及しており、こども・若者が「対象」から「主体」に転換していくという変化が起こっている。

また、11月に発せられたこども基本法第11条に係る事務連絡では、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられ、こども・若者からも社会の一員として声を聴くことが必要となっている。

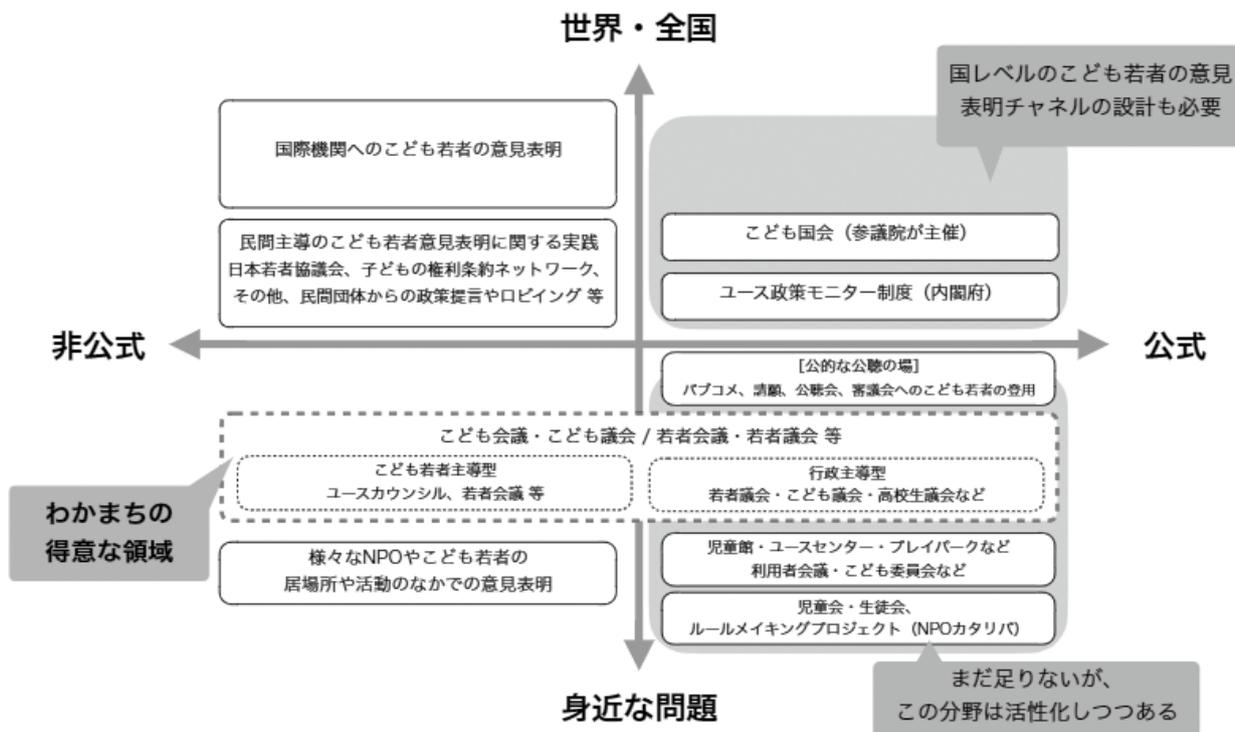
### (2) こども・若者の意見表明の仕組み

参加のレイヤーの違い

こども若者参加の広がり

12

## こども若者の意見表明の仕組み



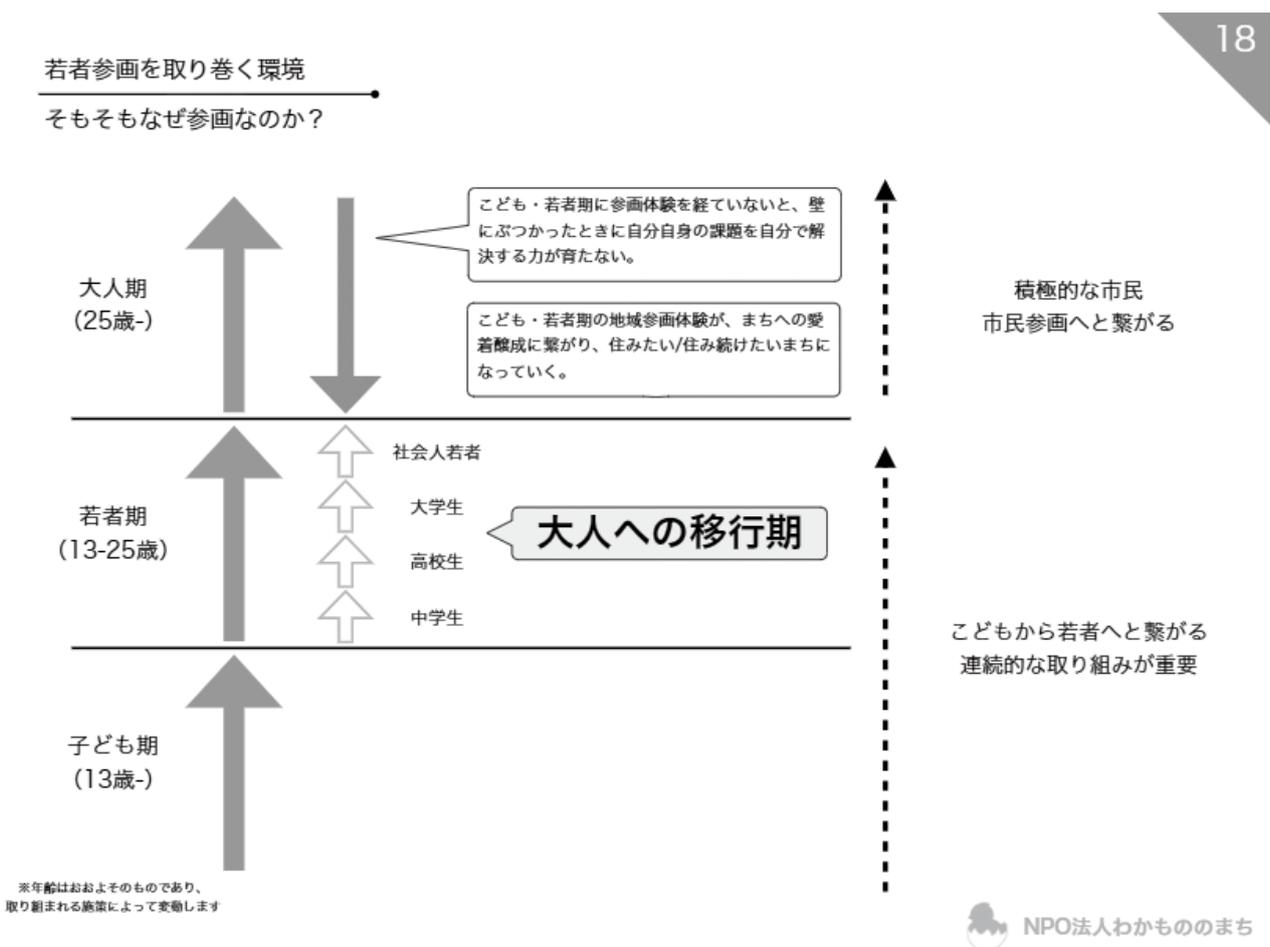
例えば、こども・若者の意見表明の仕組みとしては、児童館の運営にこども・若者の声を反映するなど、支援対象ではなく、運営を一緒にするパートナーとしてとらえる必要がある。

こうした取り組みの状況について2019年の子ども議会（会議）・若者議会（会議）全国自治体一斉調査では、子ども議会（会議）・若者議会（会議）の取り組み状況について、現在取り組んでいる431事業（34.8% ※）過去に取り組んでいた302事業（24.4%）取り組んでいない505事業（40.8%）となっているが、年々取り組む自治体は増加傾向にある。※3つの選択肢の構成比

その背景には、2015年6月に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる選挙法の公布、9月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布されたことが要因の一つであり、こども・若者の声を聞いたまちづくりに取り組まなければ、若者がまちから消えてしまうことなど、人口減少対策として地方自治体の生存戦略のひとつとして位置づきつつある。

### （3）若者参画を取り巻く環境

人口減少対策としてのこども・若者参画という整理をしてきたと前述したが、若者が参画するにあたり、現状を考えてみたい。年齢区分で考えると、13歳から25歳までを若者期とし、この時期を大人への移行期として支えていき、こども・若者自身で問題解決していくことを目的としているのではないだろうか。

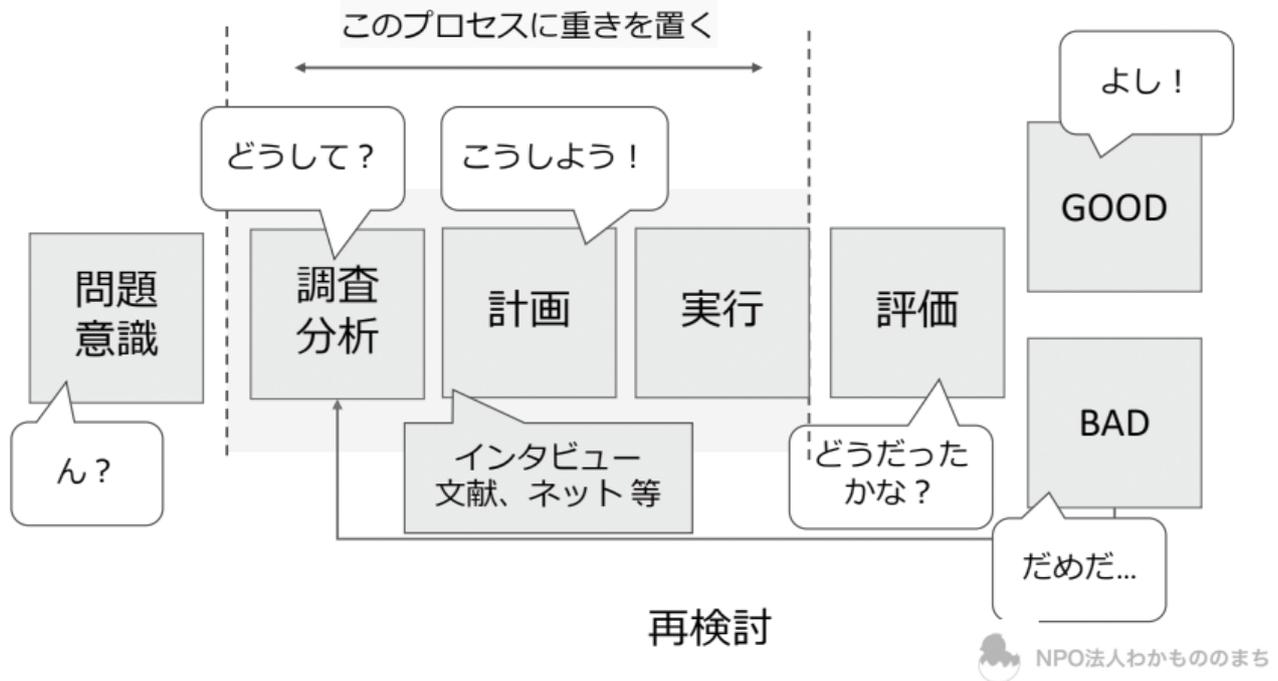


(4) まちを変えるチカラを身につける。

活動事例の紹介

静岡市高校生まちづくりスクール

## アクションリサーチのプロセス



静岡市では高校生まちづくりスクールというプログラムを展開しており、高校生はアクションリサーチのプロセスを使い若者の投票率に関する分析を行った。例えば、若者の投票率を上げるためにはどのようにすべきか、どうして投票率が低いのか、候補者を知らないのではないか、原因は議員が SNS の発信が足りないのではないだろうか、と言う問題を取り上げ、市議会議員の SNS 利用を調べてみようというアクションリサーチを行った。その結果、Twitter / Facebook / HP のなにひとつ持っていない市議会議員の人数 10 人であり、全議員の 21% であったことが分かり、高校生は、発信をする市議の側にも、SNS 利用に長けている高校生の社会参画を後押しする方法があることを発表した。この活動を通じて高校生からは「この取組をとおして憧れる大人たちをたくさん見つけることができ、自分でも地域のために動くことができることを知って、本当に嬉しかった。」「もっと自分から積極的に行動してみようと思うことができ、すごく楽しかったです。」「様々な視点から考える力もついたし、他にも課題を見つけたりもできました。」という声があった。この事から、社会への参加が自分の成功体験となり、それを積み重ねることで次の挑戦に繋がるのではないかと考えられる。

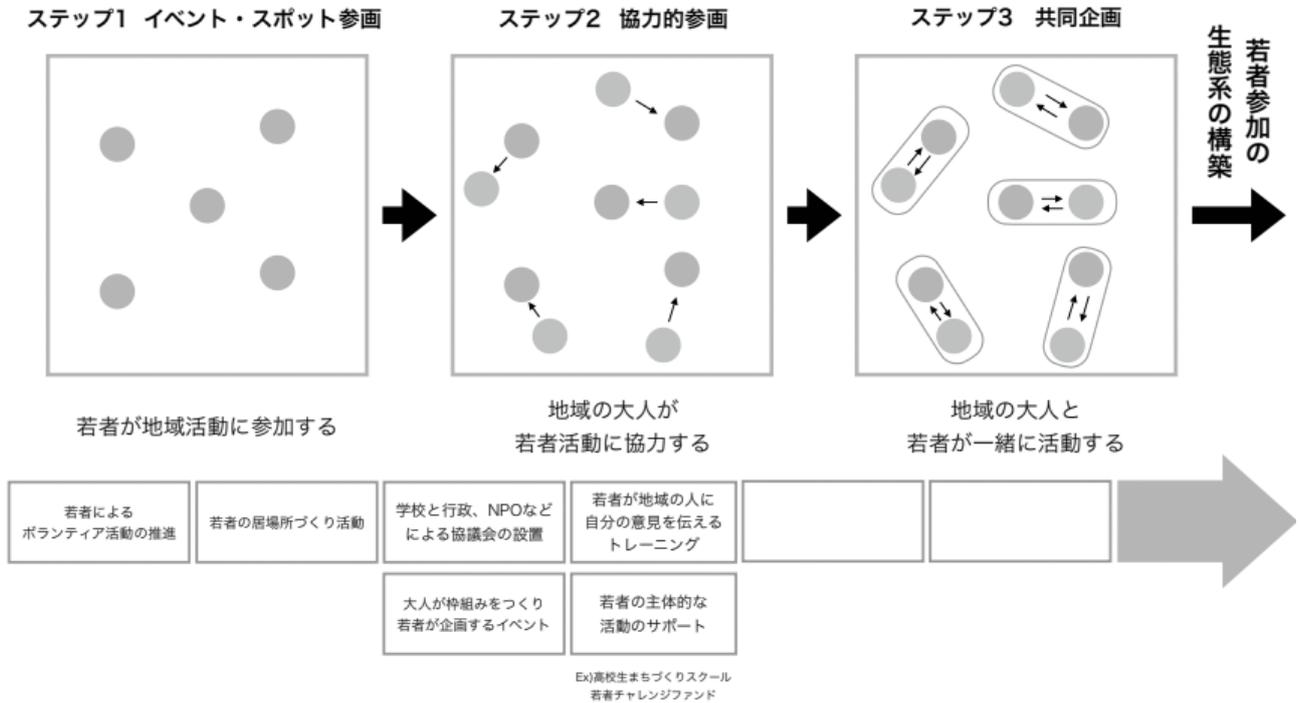
また、別の活動では「やってみないとわからないし、高校生だから大人の言うことに口出すのは良くないと思っていただけで高校生だからこそ影響を与えられる、大人を動かすことってできるんだなと思った。」という声も上がっている。

このように、いきなりまちづくりで政治に参加するとなるとハードルが高く嫌煙されてしまうが、身近な問題方を取り上げることで参画しやすい状況をつくり、1つの成功体験が小さな一歩となり、それを積み重ねて大きな一歩につなげていくプロセスが重要である。なお、こども・若者の意見反映を考える際に考慮しなければならない事として、こども・若者は前提として「意見を言って良い」と思っていないという事を認識する必要がある。そのため上記のような成功体験の積み重ねが必要であり、周囲への信頼が満たされた状態でないと、発言できるようにはならない。また、活発に活動がで

きる「元気系若者」と困難な状況におかれた「困難系若者」が分けられ、元気な若者が参画し、困難な若者には支援をするという傾向があるが、こうした二元論を乗り越え、重層的にこども・若者の声を聴けるまちづくりを考えていくことが必要であるとする。

わかものまちなぎのステップ

若者の参画のステップ



### (5) 若者の意識に関する調査

内閣府による調査では、日本は諸外国に比べ、「社会における問題に関与したい若者」は、約4割となっており、諸外国のなかでも最低の割合となっている。このことから日本のこども・若者は、社会は変えられない、その力も持っていないと考えていることが分かる。これを変えていくためには、小さな事から社会を変える実感を得ることで、社会効力感を積み重ねていくことが必要である。

### (6) これからの若者のまちづくり

これからのこども・若者参画活動では、次のふたつの柱 (Action & Voice) が必要であるとする。Action はこども若者のやりたい、表現したい活動を後押しできる仕組みづくり。Voice はこども若者に関わる事柄について、声を聴く仕組みづくりであり、この柱を中心に声を聴くだけでなく、こども・若者自身が社会をつくる主体と感じられる活動も後押ししていく必要がある。

## 3. おわりに

令和4年11月に発足されたこども基本法第11条により、これからはこども・若者の声を聴くことが自治体の義務となり、多くの自治体でさまざまな取り組みがはじめられることが予想される。国内では「こども議会/会議」「若者議会/会議」の取り組みがよく行われているが、こうした実践だけでこども・若者の声を聴いていると解釈するのは間違いにつながる。やり方よりもあり方に目を向け、人口減少社会における、民主主義、社会のつくり手としてのこども・若者を育むための参画の機会の保障が重要である。彼らは未来を築く担い手であるだけでなく、今の社会もつくっている。「こ

ども・若者」の諸政策や課題に対応するためにも「こども・若者」自身を専門家ととらえ、意見を聴き、今後の社会を構築するべきである。

### 質疑応答

- コーディネーター：松田 考、●講師
- コミュニティーソーシャルワーカーの活動のうち、傾聴のスキル、拡声器のスキルについて教えてほしい。
- 例えば、当事者にチェッククエスト方式で街に点数をつけてもらい、加点理由と減点理由が出来る。この減点理由がその街が抱える課題である。またそれをグループワークで行うことで、課題を明確化することにつながる。傾聴や拡声器のような、支援者が主体となる活動の前に、当事者自身が課題に気付けるようにすることも必要である。  
また、こども・若者の声を聴くというのは、ひとつの専門スキルであると考えられると思う。
- こどもの自信や有用感が低いと聞いている。積極的になれないこども・若者の支援とはどのように行うべきか？
- 成功体験の数が自信や積極性に影響しているのではないだろうか。また、主体的でなくてとも良いというような、環境を変えていく必要があるのではないだろうか。遊びや余白があるというのも大切なことである。プログラムを提供しすぎているという可能性もあるため、こども・若者がおかれている状況についても検討する必要がある。

### 分科会

はじめに

目的として講師から「現場に持ち帰るアイデアをひとつ以上得る。」ことが示され、その後グループワークなどを通じて理解を深めた。

#### 1. アイスブレイク

自分の来た地域ごとに日本地図を作るように並び、同じ地域から来た人と挨拶することで緊張をほぐす。

#### 2. 自己紹介カードの作成

A4の紙を4つに折り、4つの窓をつくる。

名前（呼ばれたい名前）	所属（今の仕事）
今の気持ち・体調	午前中の研究講義を聞いて印象に残ったこと

#### 3. 自己紹介カードを用いてグループごとに自己紹介をする。（1グループ4人程度）

#### 4. 前半（研究講義）の振り返り及び質疑応答

質問①. 「みんなの遊び場」って実際集まりますか？

回答①. 集まる。1回2,000人程度。

内容は商店街を歩行者天国にして子どもの遊び場を作る、民間で実施しているプロジェクト。広報物は100枚程度しか配布しないが、2,000人程度集まる。

ガーランドを商店街の方々と一緒に作成することで、“自分ごと”（当事者意識）にしてもらう。そうすることで様々な人が積極的に広報をしてくれるため、広報に力を入れなくても人が集まる。また、そういった事業をイベントごとにせず、特別感を出さないことを心掛けている。

質問②. 若者の主体性がなくなりつつあるのは何故だと思いますか？

回答②. 今時の若い層はやらなければいけない活動が多いため、主体性を持って取り組む時間や気力がないのではないか。

質問③. 居場所の作り方はどのようにすればよいですか？

回答③. 「居場所」は地域の中に複数・多様にあることが重要であると考え。人によって居心地が良いと感じる居場所は異なるため、カフェのような空間や図書館のような空間、親戚の家のような空間など色々な種類の居場所の提供が必要だと思う。

また、「引きこもり」支援として居場所づくりをしている一方、滞留が問題視されている。これは支援をどこまで・どのように行うかはっきりしていないスタッフ側の責任があるため、出口を明確にする必要がある。また、スタッフの対応として、迎え入れるのは素人目線、送り出すにはプロの視点が必要となってくる。

質問④. 行政からのアプローチで高校生を動かすことは容易ですか？

回答④. 最初から高校生を対談形式のワークショップに参加させることはハードルが高いため、まずはワークショップの受付や司会を担っていただくことで少しでも市政に対して興味を抱かせることを目標にする。

例) 愛知県新城市 高校生とやり取りする担当に若手職員を配置し、連携しやすい体制を整える。

質問⑤. ファシリテーションのトレーニングは？

回答⑤. ファシリテートの実践をする。その都度方法を変えて試してみることで上手くいった / 上手くいかないという実績を積み重ねる。

質問⑥. こどもの支援をする中で心掛けていることは？

回答⑥. こどものバトンを奪わない。大人が口や手を出しすぎない。

## 5. 分科会での実施事例

全体で問題を共有するだけでなく、参加者ごとに興味のある分野毎に集まり、普段実施している相談業務の悩み事を共有した。共有の際には下記の4つのポイントを個々で書き出した後、テーマごとに話を進めた。

居場所	連携・協働
主役・まち	成果・評価

## 6. まとめ

「子ども家庭庁」の発足で「健やかな成長を社会全体で後押し」と言われているが、現場で子供たち関わる支援者の学びが、それを支えると考えられる。本研究集会の知見を活かし今後も各地で実践していくことが大事である。

# 令和4年度 国立青少年教育振興機構 教育事業 第39回全国青少年相談研究集会 開催要項

## テーマ：「こどもまんなか社会」を実現するために

全国青少年相談研究集会は、青少年の健全育成や青少年の相談業務に携わる方々が一堂に会し、協議等を通じて、指導者としての資質・能力の向上を図り、関係機関、団体間の連携を促進する目的で実施している。「こども」を中心とする諸問題は、その問題の原因が多岐にわたることから、様々な視点を通じて「こども」が抱える問題をとらえ、解決の糸口を模索する機会としたい。

- 趣 旨** 青少年の健全育成や青少年の相談事業に携わる者が一堂に会し、協議等を通じて、指導者としての資質・能力の向上を図り、関係機関・団体間の連携を促進する。
- 主 催** 独立行政法人国立青少年教育振興機構
- 後 援** 文部科学省、警察庁、内閣府
- 期 間** 令和5年1月19日（木）～20日（金）（部分参加可）  
※後日、基調講演・行政説明・研究講義の一部に関して動画配信を行います。なお、分科会の配信は行いません。また、動画配信の視聴のみでもお申し込みが必要です。  
予定：令和5年1月26日（木）～2月17日（金）（動画配信期間）
- 会 場** 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木神園町3番1号）
- 対 象** 青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、学校教育行政担当者、学校教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務関係者、社会福祉関係者、その他青少年の相談事業に携わる者
- 定 員** 会場での参加：約150名程度 ※先着順（動画配信の視聴定員はございません。）
- 日 程** 実地開催の場合

※後日、基調講演・行政説明・研究講義の一部の動画を配信いたします。なお、分科会の配信は行いません。

		13:30	14:00	14:10	15:40	16:00	17:00
1/19 (木) 1日目		受付	開 会 式	基調講演	休 憩	行政説明	1日目終了 情報交換ブース ～20:00まで開放
	9:00	12:30	13:30	15:30			
1/20 (金) 2日目	研究講義 30分×3 途中休憩あり	休憩 昼食	分科会 (講義、協議、質疑応答等) ※分科会ごとに適宜休憩	解散			

## 9. 内 容

### (1) 基調講演（1月19日（木）14時10分～15時40分センター棟417）

「＜青少年のいま＞とこども基本法」

宮本みち子氏（放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授）

### (2) 行政説明（1月19日（木）16時00分～17時00分センター棟417）

「こども家庭庁の取り組みについて」

内閣官房こども家庭庁設立準備室

### (3) 研究講義（1月20日（金）9時00分～12時30分30分程度×3センター棟417）

### (4) 分科会（1月20日（金）13時30分～15時30分）※第1～3分科会に分かれて行います。

第1分科会【孤独/孤立の問題】「孤独・孤立対策のこれまでとこれから」

大西連氏（認定NPO法人もやい理事長、内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与）

第2分科会【教育/発達関連】「〈叱る依存〉の視点から子どもとのよりよい関わりを考える

～すべての子どもが生きやすい社会の実現のために～」

村中直人氏（一般社団法人子ども・青少年育成支援協会代表理事臨床心理士）

第3分科会【地域関連】「こども・若者の声が響くまちのつくり方」

土肥潤也氏（NPO法人わかものまのまち事務局長、内閣官房こども政策の推進に係る有識者会議臨時委員）

## 10. 費用

- (1) 本研究集会への参加費は無料です。
- (2) 令和5年1月19日(木)の宿泊を希望する方は、宿泊費が必要となります。  
D棟宿泊(ビジネスホテルタイプ、バス・トイレ付き1泊3,700円)及びレストランふじでの1月19日夕食(760円)・1月20日朝食(550円)代の合計5,010円となります。事前に銀行振り込みにて、お申し込みが必要です。

## 11. 参加申込

- (1) 国立青少年教育振興機構の事業申込ページ(<https://forms.office.com/r/iVdj14n5bm>)「第39回全国青少年相談研究集会」申込フォームに必要事項をご入力の上お申し込みください。右記QRコードからもお申し込みいただけます。  
**※動画配信の視聴のみを希望される場合もお申し込みが必須です。**  
(申込フォームの利用ができない場合は、下記担当宛てにメールでその旨ご連絡ください。)
- (2) 申込締め切りは、**令和5年1月4日(水)**です。参加決定については先着順とさせていただきます。また、会場での参加の場合、ご参加いただく分科会はお申込み時のご希望をもとに調整させていただきます。
- (3) 宿泊を申し込みの方は、**申込フォームでお申し込み後、令和5年1月10日(火)までに、宿泊費5,010円を、下記の振込先にお振込みください。**なお、**宿泊費のご入金をもって、参加確定**となります。**ご入金の確認ができない場合は、参加無効**になりますのでご注意ください。  
■振込先：三菱UFJ銀行渋谷支店普通 2971533 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
■振込依頼人名：『(ソウダンケン)参加者名』※振込依頼人名にご記入がない場合、宿泊費の入金が確認できない場合がございます。**※振込金額(手数料)は、参加者の皆様にご負担いただきます。予めご了承ください。**  
■キャンセル期限は**令和5年1月10日**となります。振り込み手数料を差し引いた額を返金いたします。キャンセルの場合はメール及びお電話にて、下記問合せ先までご連絡ください。これ以降のキャンセルは返金できませんのでご了承ください。  
■新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等により主催者が事業を中止した場合は返金いたします。

QRコード



## 12. その他

- (1) D棟にはタオル・バスタオル・ボディシャンプー・リンスインシャンプーはございます。その他、必要なものを各自ご持参下さい。
- (2) 当施設内にレストラン、売店等があります。(※レストランは一部事前予約制となっております。)
- (3) 参加申込に際して頂いた個人情報は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」等に基づき適切に管理し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはありません。また、事業中に撮影した写真等については、機構の広報目的で使用することがあります。ご了承の上お申し込みください。ただし、参加者名簿作成にあたり氏名(所属・職名)を掲載させていただきます。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次に該当する方は会場にてご参加いただくことができません。

・37.5度以上の発熱がある場合 ・平熱比+1度以上の発熱がある場合 ・息苦しさ(呼吸困難)  
・強いだるさがある場合 ・軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合 ・その他体調が優れない場合

- (5) 動画配信の視聴のみを希望される方への資料提供の方法、視聴方法等詳細については、後日メールにてお知らせいたします。なお、同所属内で複数名が視聴する場合も、視聴される方全員がお申し込みください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症による影響等で、動画配信のみの開催若しくは中止となる場合がありますので、ご了承ください。

### 【お問い合わせ】

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

独立行政法人国立青少年教育振興機構 事業課 松村

電話：03-6407-7685 F A X：03-6407-7699 メールアドレス：honbu-jigyoka@niye.go.jp

## 参加者の声

---

### ◆基調講演

- ・居場所がない青少年たちへの継続的な支援が不可欠であることを改めて感じました。
- ・基本的な事についての知識が整理されました。市町村の施策へ実質的に反映されたり、事業に反映させていきたいと再認識いたしました。
- ・こどもの権利や福祉の問題を女性の貧困などの他の問題とも関連づけて講演しており、アカデミアにとっても大変示唆的でした。
- ・こども基本法成立の背景について様々な青少年問題の事例を交えて分かりやすく説明していただきました。

### ◆行政説明

- ・資料もわかりやすくなりました。5年後にどう変わるかも楽しみです。
- ・子ども家庭庁の理念や役割等を知ることができました。
- ・方向性が見えてきました。これからの役割について、関わる機関として迅速に対応していきたいと感じました。

### ◆研究講義・分科会

- ・様々な視点から、こども・若者への支援を行う皆様のお話を聞くことができ、大変充実した時間でした。
- ・とても有意義な内容が並んでいたと思います。コーディネーターが講師を選定したとのことですが、その選択や配慮が伝わり、多角的な視点を得られて大変満足感を得ることができました。
- ・大変有意義な講義を受けることができました。「こどもの声をきいていくための手法」を大人が早急に取得しなければならないスキルであると感じました。
- ・今後の方向性がわかり易く示されていて、自分の視点や意識を変えていくのに役立った。
- ・グループ討議で、様々な職種の方々と意見を交換できて良かった。

### ◆全体

- ・全体の構成がよく、こども基本法やこどもの権利条約など、普段意識していなかったことと、こども家庭庁の関わりがよく分かりました。今後、こども若者に関わっていく上で意識していかなければならない視点をいただきました。
- ・普段現場を知る機会が少ない身としては、事例の紹介など勉強になることばかりでした。
- ・問題の関連性がわかりやすく、自立に向けた支援の根底にある課題が理解できた。
- ・自分の県の関係者にも聞かせたい内容でした。参加して本当に良かったです。これからも、都道府県に先駆けた研修会をご提供いただくことを期待しています。

「第 37 回全国青少年相談研究集会」参加者内訳

都道府県別

1	北海道	26
2	青森県	14
3	岩手県	8
4	宮城県	6
5	秋田県	9
6	山形県	4
7	福島県	4
8	茨城県	6
9	栃木県	10
10	群馬県	18
11	埼玉県	19
12	千葉県	28
13	東京都	35
14	神奈川県	36
15	新潟県	12
16	富山県	1
17	石川県	4
18	福井県	7
19	山梨県	2
20	長野県	4
21	岐阜県	3
22	静岡県	27
23	愛知県	6
24	三重県	4
25	滋賀県	1
26	京都府	3
27	大阪府	4
28	兵庫県	13
29	奈良県	2
30	和歌山県	2
31	鳥取県	1
32	島根県	8
33	岡山県	6
34	広島県	4
35	山口県	5
36	徳島県	3
37	香川県	5
38	愛媛県	7
39	高知県	7
40	福岡県	11
41	佐賀県	1
42	長崎県	3
43	熊本県	5
44	大分県	2
45	宮崎県	4
46	鹿児島県	11
47	沖縄県	6
	計	407

所属別

1	青少年教育行政	69
2	青少年教育施設	59
3	学校教育行政	42
4	学校教員	3
5	首長部局	23
6	警察関係	52
7	法務関係	6
8	社会福祉関係	61
9	青少年団体	9
10	民間 (NPO 含む)	46
11	大学教員・研究者	6
12	その他	31
	計	407



---

## 第 39 回 全国青少年相談研究集会報告書

---

独立行政法人 国立青少年教育振興機構 教育事業部

東京都渋谷区代々木神園町 3 - 1

TEL 03-6407-7685

令和 5 年 3 月発行

---



